

第 2 次 おいらせ町地域福祉活動計画書

(令和6年度～令和10年度)

(2024 年度～2028 年度)

「ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり」



社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会

はじめに

平成30年度においらせ町地域福祉活動計画が策定されてから、5年が経ちました。この間、日本全体の人口減少・少子高齢化のさらなる進行に加え、地域における人と人とのつながりが弱まる中で、経済的困窮や虐待、ひきこもり、社会的孤立など、地域生活課題は複合化・複雑化・深刻化し、地域を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした状況の中、おいらせ町社会福祉協議会では、これらの新たな課題に取り組んでいくため、「第2次おいらせ町地域福祉活動計画(以下、本計画)」を策定いたしました。本計画に沿って、新たなインフォーマル事業の展開やコロナ特例貸付の経験などを踏まえ、地域福祉活動を効果的に実践するとともに、制度の狭間や声を上げづらい人たちのニーズ、社会経済の変化の中で新たに生じているニーズを見逃さないよう、これまで以上に地域に出向いて住民と対話し、福祉分野はもとより、医療・保健・教育・産業・司法・金融・農林水産業・まちおこしなど幅広い分野と連携・協働して参ります。

この計画の目標である「ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり」の実現に向けて、引き続き、住民一人ひとりがお互いに支え合い、助け合える地域づくりの活動に参加くださいますようお願い申し上げます。

結びに本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係者の皆様に、厚く御礼を申し上げます。また、おいらせ町の地域福祉活動にご参加・ご活躍いただいている皆様、各種関係機関・団体の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年2月

社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会

会長 苔米地 義之

目次

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

第1節	計画策定の背景	1
1	計画策定の趣旨	
2	おいらせ町の概況	
第2節	「地域福祉活動計画」とは	3
第3節	「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」との関係	4
第4節	計画の期間	6

第2章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念	7
第2節	基本目標	8
第3節	計画の体系図	9
第4節	基本計画・実施計画・実施事業	10
I-1	住民参加と小地域ネットワーク活動の推進	10
①	地域住民の主体的福祉活動の推進	
②	当事者の社会参加の推進	
③	福祉課題の把握	
II-1	地域福祉サービスの推進	13
①	介護保険事業等の運営	
②	地域福祉活動の推進	
II-2	福祉教育・ボランティア活動の推進	18
①	福祉意識の高揚と人づくり	
②	福祉教育の推進	
③	ボランティア活動の推進と災害時体制の確立	
II-3	福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実	23
①	福祉情報の提供	
②	相談体制の確立	
③	生活支援体制の確立	

Ⅲ-1 社協基盤の充実・強化	・・・・・・・・・・・・・・・・	30
① 社協組織の強化		
② 職員の資質向上		
③ 財政基盤の強化		

資 料

1. おいらせ町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	・・・・・・・・	36
2. おいらせ町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	・・・・・・・・	38
3. おいらせ町地域福祉活動計画作業委員会委員名簿	・・・・・・・・	38
4. おいらせ町地域福祉活動計画策定経過	・・・・・・・・	39

第1章

地域福祉活動計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

第2節 「地域福祉活動計画」とは

第3節 「地域福祉活動計画」と
「地域福祉計画」との関係

第4節 計画の期間

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

これまでの「福祉」は、経済的に困っている人あるいは高齢の人や障がいのある人など、限られた人たちに対して、行政などの制度により「助ける・与える」という一律的なサービス提供によって進めてきました。

しかし、ここ近年では核家族化・少子高齢化、そして一人暮らし世帯の増加などの影響により、地域の中で孤立する人や地域への関心が全くない人が増加し、お互いに顔の見えない関係が見られるようになりました。それにより、引きこもりや一人暮らし高齢者の孤独死、孤立した子育て中の人による児童虐待など、以前では表面化していなかった様々な問題が見られるようになりました。

また、人が日常生活を送っていくうえで、悩みや問題は必ず存在し、現在の地域社会の中では、それをいくつも抱えた人が多くなったうえ、地域との関わりを拒む人の増加などにより、その存在が見えにくくなっています。これらを解決するために、行政では様々な取組みが行われてきましたが、その課題の種類が多く、あまりにも複雑化した現在では、これまでの枠組みでは十分に対応できなくなっています。

これからの福祉は、地域住民がサービスの受け手としてのみではなく、生活に根ざしたあらゆる問題について、地域社会で連携して解決していこうという積極的な行動が求められます。

このように地域社会の変わりゆく中、おいらせ町社会福祉協議会は、行政が策定する「地域福祉計画」とともに、多くの住民の協力を得ながら地域で生きがいをもって心豊かに生活できるよう地域福祉活動計画を策定します。

2 おいらせ町の概況

当町は、青森県の東南部に位置し、県都・青森市から80～90km圏にあります。北は三沢市、西は六戸町、南は八戸市・五戸町が隣接しています。また、西から東の太平洋に向かって傾斜した台地からなり、その大地の南に十和田湖を源流とする奥入瀬川が流れ、太平洋に注いでいます。

気候は、夏には偏東風(ヤマセ)と呼ばれる太平洋からの冷たい風が吹き、冬には気温は低いものの降雪量は少なく、県内でも最も雪が少ない地域となっています。

○地域の概要

人 口	25,154人	世帯数	10,858世帯
65歳以上の人口	6,962人	高齢化率	27.7%
内 訳	65歳～74歳	3,756人	
	75歳～84歳	2,177人	
	85歳以上	1,029人	
一人暮らし高齢者	1,236人	ひとり親世帯数	276世帯
認知症高齢者	711人	要介護1	196人
高齢者のみ世帯数	1,012世帯	要介護2	203人
身体障害者手帳保持者	883人	要介護3	152人
愛護(療育)手帳保持者	260人	要介護4	166人
精神障害者保健福祉手帳保持者	194人	要介護5	106人
被保護世帯数	166世帯		

「町社協調査：令和5年3月31日現在」

第 2 節 「地域福祉活動計画」とは

この計画は、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立した安心のある生活が送れるよう支援するため、地域住民、行政機関、福祉事業関係者など地域社会を構成するものの役割や責務を明確にし、それぞれの立場で地域福祉を考え、行動していくための指針となるものです。

計画策定は、社会福祉協議会が地域の福祉活動を推進していくための中心的機能を果たすと同時に、計画策定にかかる作業過程そのものが地域福祉を推進する事業展開において重要な位置を占めるものとなっています。

社会福祉協議会は、公的性格を有しながら地域における広範囲で多様な生活課題に対し、さまざまな活動主体の参加を促進し福祉コミュニティを構築していくことを目的に、住民主体の理念の下に運営され、地域住民や当事者団体の参加と代弁を図る組織として、地域福祉の推進を担っています。

* 社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条の中で、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。

社会福祉法第 109 条より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第3節 「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」との関係

社会福祉協議会は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者など幅広く地域福祉にかかわる人々を構成員として、誰もがその人らしく健康で自立した生活ができる地域福祉の実現を目指し、地域福祉の推進や福祉事業などを行っている組織です。

その社会福祉協議会が中心的役割を果たす活動計画は、おいらせ町が社会福祉法第107条の市町村地域福祉計画に基づき地域福祉を推進するために必要な仕組みづくりとして策定する「地域福祉計画」を実践していくための活動計画となります。

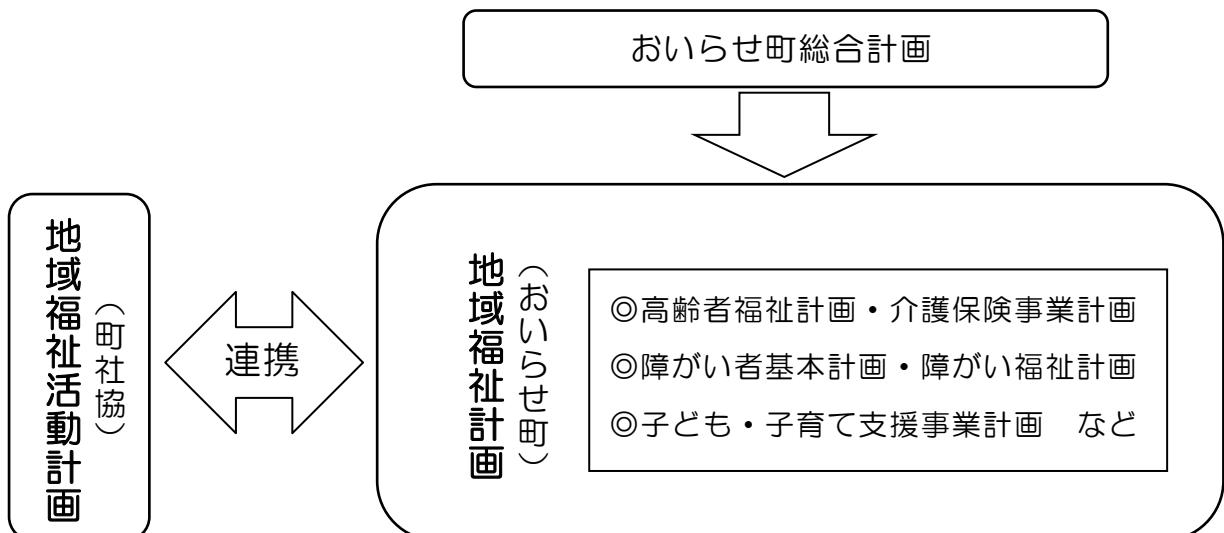
社会福祉法第107条より抜粋

(市町村地域福祉計画)

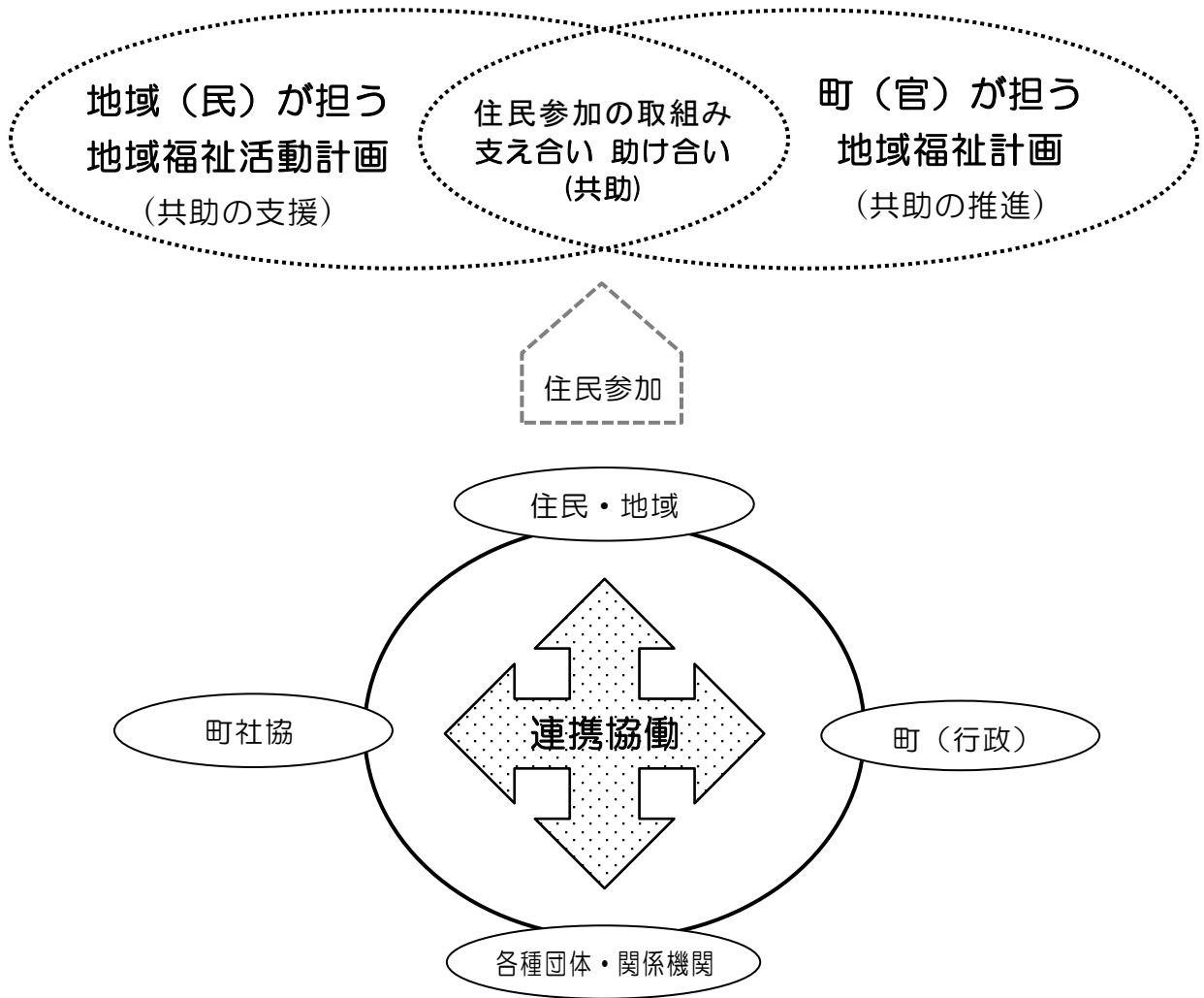
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

地域福祉計画等との関係図



おいらせ町の地域福祉の推進

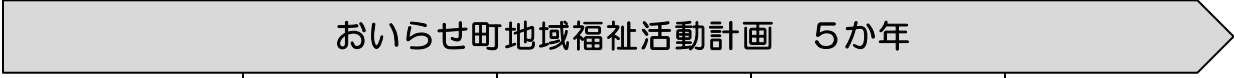


第 4 節 計画の期間

地域福祉活動計画は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 か年間とします。

ただし、期間の途中であっても社会情勢や住民ニーズの変化、計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行います。

計画の期間

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
 おいらせ町地域福祉活動計画 5か年				

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第2節 基本目標

第3節 計画の体系図

第4節 基本計画・実施計画・実施事業

第2章 計画の基本的な考え方

地域福祉活動計画は、次の基本理念をもとに、3つの基本目標を掲げ、体系的な地域福祉活動の展開を推進します。

第1節 基本理念

ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり

誰もが住み慣れた家庭や地域で、安心して健康に暮らせる地域社会の実現を願っていますが、少子高齢化の進展や社会的つながりの希薄化が進む現代社会において、個々の生活課題、福祉課題が複雑多様化し、これまでのつながりだけでは解決することが困難となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済や社会活動の低迷、生活困窮者の増加、要支援者の孤立、判断能力低下による権利擁護が必要な方々の増加など従来の福祉制度だけでは対応が困難ともなっています。地域においては、これらを個々の課題として捉えるのではなく、地域全体の課題として考え、解決に向けて行動する“地域の福祉力”を高めていくことが重要となっています。

そのためには、福祉課題に対応するためのつながりを維持支援し、様々な関係機関と連携し、公的な福祉サービスと地域住民の主体的な地域福祉活動を合わせた、協働による地域福祉の推進が必要と考え、住民一人ひとりがお互いに支え合い・助け合う地域を推進することを目指し、「ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり」を基本理念として定めます。

第2節 基本目標

本計画の基本理念を目指し、「みんなで支え合う地域づくり」「福祉ニーズを受け止め、住民が必要な支援を受けられる体制づくり」「組織体制の強化と基盤づくり」の3つの基本目標を掲げ、地域福祉活動を推進します。

I みんなで支え合う地域づくり

住民一人ひとりの生活課題を、地域でどのように受け止めることができるか共に考え、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、様々な住民福祉活動を推進します。

II 福祉ニーズを受け止め、住民が必要な支援を受けられる体制づくり

福祉ニーズを持つ方の自立した生活を支援できるような在宅福祉サービスや地域福祉活動及び相談支援体制づくりに努めます。

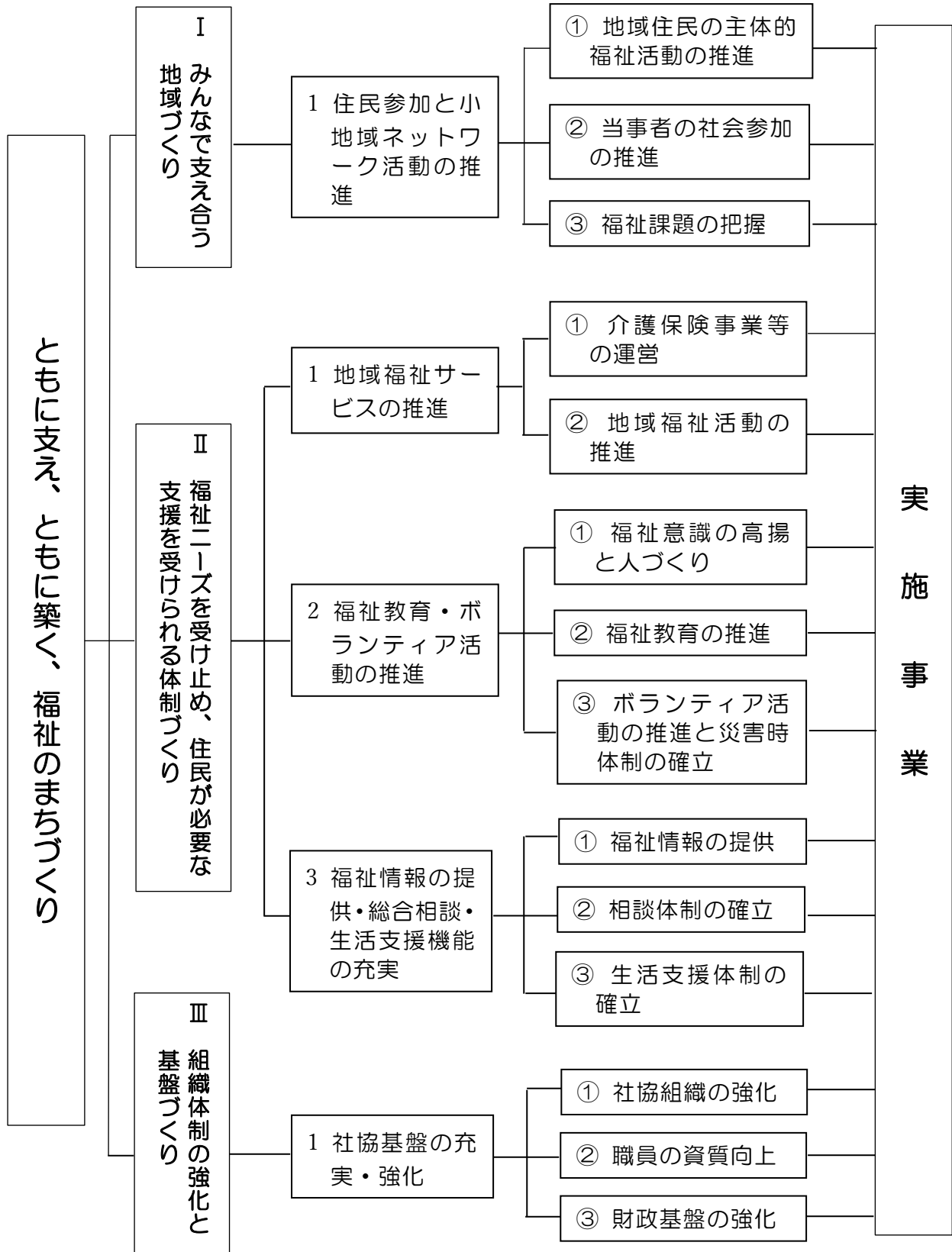
また、福祉教育の推進を図りながら、災害時のボランティアの体制やネットワークづくりに取組みます。

III 組織体制の強化と基盤づくり

基本目標 I～II の取組みを進めるための財源確保に努めながら、住民相互の支え合いによる地域福祉活動を推進・継続できるように組織体制の強化と職員の資質向上を図ります。

第3節 計画の体系図

【基本理念】 【基本目標】 【基本計画】 【実施計画】



第 4 節 基本計画・実施計画・実施事業

I-1 基本計画 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

実施計画 ①地域住民の主体的福祉活動の推進

(1) ほのぼのコミュニティ 21 推進事業

事業内容	一人暮らし高齢者等が地域で孤立しないように、ほのぼの交流協力員(ボランティア)が地域とのつながりが必要と認められる世帯へ訪問や声かけをすることで、住民による見守りの強化と孤独感の解消を図ります。				
関係機関	町社協、町、町内会、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員				
課題	新規の担い手の確保が難しくなっている中、協力員の増員を図りながら全町内会単位で活動できる体制が求められる。				
方向性	町内会、民生委員等の協力を得て、ほのぼの交流協力員の設置の拡大を図るとともに、様々な活動や人材と連携し重層的な見守り体制の充実を図るために地域が一体となって行う見守りネットワークの構築に努めます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

(2) 福祉安心電話サービス事業(緊急通報システム)

事業内容	一人暮らし高齢者等に対し、固定電話回線に緊急通報装置(福祉安心電話)を設置し、24 時間体制(青森県社協)で、体調異変時など設置者からの自己発信により緊急時に迅速に対応するシステムです。				
関係機関	町社協、町、県社協、民生委員児童委員、福祉安心電話協力員、消防署				
課題	設置者が年々減少傾向となっている。近隣の協力員が望ましいがなり手不足により遠方の家族が協力員として登録している状況が多くある。				
方向性	設置者が機器に慣れるため、家族訪問や電池交換訪問時に一緒に通報テストをするなど、緊急時に対応できる環境づくりに努めます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				町委託金 県社協助成金 (一部自主財源)

(3) 地域住民グループ支援事業(地域密着型ふれあい・いきいきサロン)

事業内容	地域住民が実施主体となり、身近な集会所等で気軽に集うふれあいの場を提供し、生きがいや仲間づくりの輪を広げるとともに、高齢者が閉じこもりがちにならないよう心身機能の維持向上を図り、要介護状態になることを予防します。				
関係機関	町社協、町、町内会(支援ボランティア)、民生委員児童委員、保健・福祉専門職等				
課題	住民相互の助け合いや支え合いの地域づくりのためにも、町内全地区へサロン普及の必要がある。また、支援者の担い手不足とならないよう支援者間の交流を図る場を設け、サロン活動の発展が必要である。				
方向性	高齢者の介護予防効果及び地域の支え合い機能を強化していくためにも、未実施地区(町内)へ働きかけを行い、町内全地区への普及を目指します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				町委託金 (一部自主財源)

実施計画 ②当事者の社会参加の推進

(1) のびのびサロン(旧:身障いきいきサロン)(社協実施型サロン)

事業内容	町社協が実施主体となり、町内身障者の社会参加の機会として、身障者及びボランティア等の交流を図りながら、身障者の生きがいや仲間づくりの輪を広げることを目的に開催します。(年5回開催予定)				
関係機関	町社協、関係ボランティア等(連合婦人会、傾聴ボランティア等)				
課題	対象者の選定は、個人情報の観点から身障福祉会会員が主となっており、参加者が固定化・高齢化して新規の参加者はほぼいない。 対象者を身障者以外の障がい者も含めることを検討し、町とも連携しながら参加の意思を表示した障がい者に対し案内する。				
方向性	各地区サロンも活発に行われているが、身障者が対象のサロンは少ないため、障がい者の社会参加の機会や仲間づくり・ボランティアとの交流が図れるサロン活動を展開します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				共募助成金 自己負担

(2) 福祉団体などへの支援

事業内容	<p>地域における福祉団体等の福祉活動の充実を図るため、各福祉団体に活動助成金を交付します。</p> <p>また、本会が事務局を担う福祉団体等に対し活動支援をすることで、円滑な会の運営や育成を図ります。</p>				
関係機関	町社協、助成福祉団体等 28 団体(内単位老人クラブ 17 団体)				
課題	各福祉団体の新会員加入が少なく、会員自体の高齢化が目立つ傾向にあり、会の弱体化が進み解散となるケースもある。				
方向性	<p>本会が事務局を担う次の福祉団体等については、会の PR と会員加入促進などの支援を行い、会の育成に努めます。</p> <p>老人クラブ連合会、身体障害者福祉会、母子寡婦福祉会、家族介護者の会、こでまりの会、災害ボランティア連絡会</p>				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				共募助成金

実施計画 ③福祉課題の把握

(1) 各種団体等への PR 活動

事業内容	<p>町内会等の会合・各種事業の集まりに職員が出向き、社協事業の周知啓発や福祉情報の提供を行うとともに、地域課題や要望の掘り起こしを行います。</p>				
関係機関	町社協、町内会等				
課題	町社協と町内会等が関わるサロン事業などへ職員が出向き、社協の PR 活動をする機会が少ない。				
方向性	<p>地域住民の支え合い・助け合いの地域づくりには、町内会や地区住民との関わりが不可欠であるため、職員が地域での集まりや懇談会等に積極的に出向き福祉課題を把握しながら、社協事業の啓発や支え合い活動の普及拡大に努めます。</p>				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

II-1 基本計画 地域福祉サービスの推進

実施計画 ①介護保険事業等の運営

(1) 居宅介護支援事業(町委託要介護認定調査等含む)

事業内容	要介護者等が日常生活を営むために必要な介護サービスを適切に利用できるよう、利用者や家族のニーズに沿ったきめ細かなケアプランを作成し、関係機関との連絡調整を行います。				
関係機関	町社協、町、町地域包括支援センター、介護保険事業所等				
課題	基本的に介護支援専門員2名によるケアプラン作成業務であるため、過重な業務負担とならないよう適正な件数を維持する必要がある。				
方向性	介護サービス利用窓口として丁寧な対応を心がけ、事業実施にあたっては、公平に町・保健・福祉・医療機関との連携を図り、働きやすい職場づくり・人材確保等に努め、総合的なサービス提供と安定経営に努めます。				
年次別5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	→				介護報酬 町委託金

(2) 通所介護事業(町総合事業、身障デイ含む)

事業内容	デイサービス利用者に対して、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持向上及び介護者の身体並びに精神的負担の軽減を図ります。				
関係機関	町社協、町、町地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等				
課題	利用者の減少、物価高騰、原油価格高騰、介護報酬の改定等により、厳しい経営状況下にある。利用者獲得はもとより引き続き経費削減に努め、経営改善を行っていく必要がある。				
方向性	利用者から選ばれる事業所として、法令順守の徹底・運営規程等の見直し・質の高いサービス提供・働きやすい職場づくり・人材確保等に努め、安定した事業経営を図ります。				
年次別5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	→				介護報酬 利用者負担

(3) 法令遵守体制の整備

事業内容	法令遵守責任者(事務局長)、法令遵守担当者の設置(各部門管理者など)。				
関係機関	町社協				
課題	職員一人ひとりの法令遵守に関する心構えの醸成と法改正への対応周知など。				
方向性	法令遵守体制の維持堅守と職員へのコンプライアンス研修の実施と法改正への対応周知を徹底します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

実施計画 ②地域福祉活動の推進

(1) 外出支援サービス事業(福祉有償運送)

事業内容	在宅高齢者や障がいのある人で、公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、通院を目的に運輸局許可車両を使用し、有償で移送サービスを行います。(土日祝日、年末年始を除く)				
関係機関	町社協、町				
課題	業務は、効率とコストに難があり、専任運転手を配置していないため、事務職員(講習修了)が担当業務の傍ら専用車両2台で対応している。そのため、職員の担当業務や時間帯により、限られた件数での予約受付となる。 車を使う事業のため、燃料高騰などの社会的影響を受けやすく、車両の維持費や更新などの費用もかかる。				
方向性	移動が困難な方が必要としている通院手段であるため、移送中の安全運転に心がけ、地域での在宅生活が維持できるように支援します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				町委託金 自己負担

(2) 食の自立支援事業 (配食サービス)

事業内容	主に一人暮らし高齢者等で、配食サービス利用が適当であると町が認め た方を対象に、調理員の手作り弁当を配達(土日祝日、年末年始を除く)し、 安否確認しながら自立した生活が送れるよう支援します。				
関係機関	町社協、町地域包括支援センター、こでまりの会、居宅介護支援事業所				
課題	利用者に配慮した調理(きざみ・おかゆ等)を行っているが、個人的嗜好による 要望には限界がある。				
方向性	利用者の食の自立支援と安否確認を兼ね添えた在宅生活を支える事業で あるため、更なる周知を図りながら支援ボランティアの発掘にも努めます。				
年次別 5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				町委託金 自己負担 (一部福祉基金)

(3) ほがらか教室開催事業

事業内容	老人福祉センターを拠点とし、高齢者の生きがいや仲間づくりのため 9 教室と 3 愛好会 (変更の場合あり) の受講生を募集。ほがらか楽レクチャ レンジ、お達者クラブ、おしゃべりほがらカフェ、やってみよう!!ほがらカ レッジも開設しながら、高齢者等の介護予防に努めます。				
関係機関	町社協、町、関係教室の講師				
課題	全体的に受講者数は減少傾向にあり、新規受講生は一部の教室に集中す ることが多く、各教室にばらつきが見られる。				
方向性	ほがらか教室は、高齢者の生きがいづくりの場として親しまれており、 対象者に広く知ってもらうための広報活動を工夫し、参加者の少ない教室 は見直し検討も進め、やってみよう!!ほがらカレッジ等でお試しの新規講座 を開催し、受講者の増加に努めます。				
年次別 5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	見直し検討	—————→			町委託金 (一部自主財源)

(4) 生きがいづくりフェスの開催

事業内容	老人福祉センターを会場に、ほがらか教室受講生の学習発表・作品展示、ほがらか教室閉講式、傾聴ボランティアサークルの活動等を行い、町民・高齢者の交流イベントとして開催します。				
関係機関	町社協、町、ほがらか教室受講生他一般町民				
課題	ほがらか教室活動を広く知ってもらうために行っているが、受講生の増加やほがらか教室の活性化までには至っていない。				
方向性	高齢者の生きがいとして、一年間活動してきた趣味活動の発表機会であり、またその活動が広く町民へ周知されることにより、老人福祉センターが高齢者の通いの場になれるよう取組みます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				福祉基金 (一部自主財源)

(5) 高齢者見守り活動事業 (年末見守り弁当配達)

事業内容	一人暮らし高齢者(70 歳以上)で大晦日に家族等と過ごす予定のない方を対象に、見守り弁当(有料)を希望される世帯に対して、民生委員と協力し自宅へ届け高齢者の見守り活動をします。				
関係機関	町社協、町地域包括支援センター、民生委員児童委員、居宅介護支援事業所等				
課題	高齢化に伴い独居高齢者世帯も増加傾向にあり、申込件数増加への財源確保と訪問による協力体制が今後の課題である。				
方向性	共同募金助成金の活用事業として財源も限られていることと、今後も独居高齢世帯の増加が見込まれるため、本事業以外の見守り活動も考慮し、対象年齢についての検討も行い持続できるよう取組みます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	見直検討	—————→			共募助成金 自己負担 (一部自主財源)

(6) 生活支援体制整備事業

事業内容	生活支援コーディネーターを配置(兼務)し、高齢者等が住み慣れた地域でつながりや生きがいを持ちながら生活できるように、住民や関係機関、様々な団体等が助け合い活動のネットワークを構築し、それぞれの持ち味を生かした生活支援・介護予防サービスの充実に努め、住民主体の支え合いの体制づくりを推進します。				
関係機関	町社協、町、町地域包括支援センター、町内会、見守り支援者等				
課題	地域における高齢者等の生活課題について、住民はある程度理解しているものの、その課題に向けた取組みが思うように活動へつながっていない。				
方向性	地域へ出向き、身近にある社会資源の活用方法や情報提供を行いながら、地域の居場所づくり活動(サロン等)の定着とフォローアップを図り、住民主体の地域課題の解決活動に取組めるような支援活動を提案しながら、住民同士のお互いに支え合う体制づくりに取組みます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				町委託金 (一部自主財源)

(7) eスポーツパーク事業

事業内容	家庭用ゲーム機等を用いて、子どもから高齢者まで一緒に楽しむことができる機会を設けることで、参加者の社会的フレイルの予防や認知症予防、生きがいづくりの場となることを目的に実施します。				
関係機関	町社協、町、町地域包括支援センター、関係機関				
課題	eスポーツの種目により、参加者の得手不得手がある。新規事業のため、町民への普及拡大のためホームページや広報誌、報道関係者への積極的なPRが必要である。				
方向性	町などと協働で行いながら、地域のサロンや集まりごとに参加しにくい男性の社会参加や、各種福祉団体でのレクリエーション、世代や障がいの有無を問うことなく様々な事業展開を推進します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源 福祉基金

II-2 基本計画 福祉教育・ボランティア活動の推進

実施計画 ①福祉意識の高揚と人づくり

(1) 社会福祉大会の開催

事業内容	社会福祉関係者及び住民の社会福祉に対する相互の理解と連携を深めるとともに、社会福祉事業発展に功績のあった方々への表彰を行います。				
関係機関	町社協、町、関係団体等				
課題	町民が気軽に参加できるような大会内容の見直しと被表彰者の出席率の低下に対する対応に苦慮している。				
方向性	町民の地域福祉に対する理解と関心を得られるような講演等の内容に工夫を凝らし、式典以外にも販売コーナーや福祉団体等の活動紹介展示コーナーを設けるなど福祉に対する意識を深める大会に努めます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				町補助金 自主財源

(2) 社会福祉士養成実習(大学生)の受け入れ

事業内容	社会福祉士を目指している福祉系大学生の希望者を受け入れ、社会福祉基礎実習計画に基づき現場実習を行います。				
関係機関	町社協、福祉系大学(実習依頼)				
課題	平成 27 年度から福祉系大学の实習受け入れの依頼により、大学生 1 名の実習受け入れを行って以来、希望者はなかった。				
方向性	将来の福祉人材育成への貢献のため、積極的に実習生の受け入れを行います。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

(3) 介護員養成研修等実習生の受け入れ

事業内容	介護職員を目指す福祉系専門学校からの実習生を受け入れ、通所介護職員の指導のもと一定期間の現場実習を行います。				
関係機関	町社協、福祉系専門学校				
課題	毎年、福祉系専門学校の実習受け入れの依頼で、介護現場での実習を行っているが指導職員も限られるため、一定数の受け入れとなっている。				
方向性	介護現場の環境を見直す機会でもあり、将来の福祉人材育成への貢献にもつながるため、可能な限り実習生の受け入れに取組みます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

実施計画 ②福祉教育の推進

(1) 児童・生徒ボランティア体験学習事業

事業内容	児童・生徒が夏休み期間を利用し福祉施設でのボランティア体験を通じ、福祉やボランティアに対する理解と関心を高め、自らの生き方について学ぶ機会として実施します。				
関係機関	町社協、町教育委員会、町内小中学校、町内福祉施設				
課題	町内の同一法人施設で多くの児童・生徒の受け入れを依頼しているところもあるため、新しい法人施設へも受け入れの働きかけをする必要がある。				
方向性	福祉施設との協働により、児童・生徒がボランティア活動を通じて、社会福祉への関心や理解を深めながら、高齢者や障がい者に対する思いやりの心と助け合う力を養えるよう取組みます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				共募助成金 福祉基金 自主財源

(2) 高齢者疑似体験・車イス体験出前講座への職員派遣


事業内容	小学校等からの依頼により、高齢者疑似体験・車イス体験等の福祉学習を行うため、職員を学校へ派遣します。				
関係機関	町社協、町内小学校、福祉施設、八戸市社協				
課題	町社協では、高齢者疑似体験用具がないため、八戸市社協から必要台数を借用して対応をしている。				
方向性	児童生徒の福祉学習を支援するものであり、学校側からの要請に対し、可能な限り職員を派遣します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	→				自主財源

(3) 地域ふくし川柳コンクールの開催


事業内容	福祉意識の啓発活動の一環として、若い世代から地域福祉に関心を深めていただくことを目的に実施します。				
関係機関	町社協、町内小中学校、おいらせ川柳吟社				
課題	令和 3 年度開催当初から高校生の部も設けていたが、高校生からの応募がなく、対象範囲等の見直しが必要である。				
方向性	開催した 2 年間は、総数的には多くの応募があったが学校ごとの応募数に大きな差があるため、今後も趣旨を理解してもらい地域福祉に関心を持ってもらうことを目的に取組みます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	→				自主財源

実施計画 ③ボランティア活動の推進と災害時体制の確立

(1) ボランティアセンター事業

事業内容	ボランティア活動に関する相談や情報提供、ボランティア活動をしたい人と受け入れたい施設や活動等の紹介調整等を行います。				
関係機関	町社協、町内福祉施設等				
課題	多様な人材のボランティア活動相談に応ずるには、受け入れたい施設や必要とする活動団体等の登録数を確保する必要がある。				
方向性	ボランティアへの情報提供や各種相談に対応し、ボランティア活動の「きっかけ」となるよう支援します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続 					自主財源

(2) 福祉レクリエーション用具、福祉用具(車イス)等の貸出

事業内容	地区サロン等で必要なレクリエーション用具や車イスを無償で貸出します。				
関係機関	町社協				
課題	活動に必要な福祉レクリエーション用具類を準備・維持整備していく必要がある。				
方向性	サロン活動等で高齢者が楽しめるような福祉レクリエーション用具を整備し、地域における福祉活動等を支援します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続 					共募助成金 寄付金

(3) 高校生による災害ボランティア体験講座の開催

事業内容	様々な自然災害等が頻繁に起きている今日、「自らの命は自らが守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ということを高校生の時から意識させるための体験講座を行います。				
関係機関	町社協、災害ボランティア連絡会、青森県立百石高等学校等				
課題	初心者向けに、災害時の基本的な考え方から実際の活動事例、体験学習などから感じたことを自らが活かす講座にする必要がある。				
方向性	災害時、高校生でもできること、大人になったらできることなどを学習し、体験して感じた気づきから多くのことを学んでほしい講座内容になるように、開催します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

(4) 災害ボランティアネットワークの構築

事業内容	大規模災害発生の緊急時に速やかに対応できるよう関係機関とのネットワークを構築し、町等関係機関と協働で災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を行い、緊急時に対応できる体制づくりを推進します。				
関係機関	町社協、町、災害ボランティア連絡会等				
課題	町総合防災訓練時の運営訓練等によるノウハウを蓄積し、災害時における職員の初動体制づくりやボランティア受け入れ体制を検討する。				
方向性	防災訓練などを通じ、初動体制やボランティア受け入れ体制を訓練しながら、行政等関係機関団体とのネットワークを構築し、災害時に協働できる体制づくりに取組みます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

II-3 基本計画 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

実施計画 ①福祉情報の提供

(1) 社協広報誌の発行

事業内容	社協広報誌「いきいき」を年2回発行し、福祉情報の提供や福祉活動の周知と各種事業の参加啓発を行いながら、社協活動のPRを行います。				
関係機関	町社協				
課題	社協活動の認知度を高めるためにも、多くの町民に見てもらえることが大切である。限られたページ数で載せるべき記事や構成の工夫が必要である。資材の高騰により、予算の見直しを検討しなければならない。				
方向性	多くの町民に社協活動や情報に関心を持ってもらえるような紙面づくりや内容の充実に努めます。				
年次別5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				共募助成金 自主財源

(2) ボランティア情報誌の発行

事業内容	ボランティアセンター事業に関わるボランティア活動状況やボランティア活動推進のための情報誌として、年2回発行します。				
関係機関	町社協				
課題	ボランティア活動の経験のない方でも興味が沸くような紙面づくりの工夫が必要である。				
方向性	福祉団体紹介や各種ボランティア活動事業の報告だけでなく、知られていないボランティア活動の紹介や経験のない方でも興味が沸くような紙面づくりに努めます。				
年次別5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				共募助成金 自主財源

(3) 社協ホームページの活用

事業内容	社協ホームページを開設し、社協事業等を情報公開するとともに、幅広い年齢層に PR します。				
関係機関	町社協				
課題	常に最新の情報を提供できるよう担当者以外でも随時更新に努める。				
方向性	幅広い年齢層の方々に、福祉情報や社協活動が PR できるように、定期的な情報更新に努め、情報発信をします。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

(4) SNS(社協公式Instagram・ライン)

事業内容	社協ホームページの他、社協事業等を情報公開するとともに、若年層にも手軽に情報収集できるよう PR します。				
関係機関	町社協				
課題	日常の情報や事業告知をできるよう担当者以外でも随時更新に努める。				
方向性	幅広い年齢層の方々に、福祉情報や社協活動が PR できるように、定期的な情報更新に努め、情報発信をします。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

実施計画 ②相談体制の確立

(1) 心配ごと相談事業（法律相談開設含む）


事業内容	<p>【心配ごと相談】 町民の生活上のあらゆる悩みごとに応じ、適切な助言・指導・専門機関の紹介等により、問題解決に向けて支援します。</p> <p>【法律相談開設】 弁護士を相談員とする法律相談を年3回開設し、法律に関わる相談者への法的助言により、問題解決に向けて支援します。</p>				
関係機関	町社協、町、専門相談機関、弁護士				
課題	次を担う相談員確保が課題である。 相談件数が増加傾向にあり、相談内容も多様化している。				
方向性	心配ごと相談員の確保に努めながら、職員も悩みごとに即対応できるスタンスで取り組む事と、心配ごと相談のみで解決できない問題等は、担当課や専門機関を紹介する等の支援に努めます。				
年次別5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				福祉基金 自主財源

(2) 福祉サービス苦情解決、第三者委員の設置


事業内容	社協で実施している福祉サービスに対する利用者などからの苦情に対し、迅速、適切な苦情処理を図るため、第三者委員を設置しています。				
関係機関	町社協、福祉サービス第三者委員				
課題	次を担う第三者委員の確保が課題である。				
方向性	利用者等からの苦情、要望には、迅速に苦情等の発生要因を確認したうえで、早期に当事者間で問題解決が図られるよう対応します。				
年次別5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

実施計画 ③生活支援体制の確立

(1) 日常生活自立支援事業

事業内容	高齢や障がいなどにより、判断能力が不十分な方に対して、金銭管理などのサービスを提供することで、地域で安心した生活が送れるよう支援します。				
関係機関	町社協、県社協、基幹的社協(八戸市社協)、町、生活支援員				
課題	基幹的社協の協力機関として、町社協が推薦した生活支援員が支援するものであるが、生活支援員の確保が課題となっている。				
方向性	希望者の初期相談に応ずるとともに、基幹的社協との連携を図り、契約に至った場合は対応できるよう生活支援員候補者の確保に努めます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続 					自主財源

(2) たすけあい資金貸付事業

事業内容	低所得者世帯を援護するため、緊急を要すると認められた方に対し、応急援護資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営めるよう支援します。				
関係機関	町社協、民生委員児童委員、貸付運営委員会				
課題	緊急援護を要する資金貸付としての需要とともに、過去の貸付滞納事案もあり、その償還回収に苦慮している。				
方向性	低所得者世帯の緊急な出費等により、一時的に生活が脅かされる世帯に対する応急援護として貸付支援を行います。 滞納借受人には、督促の他、電話や訪問等により償還促進に努めます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続 					自主財源 (たすけあい資金原資)

(3) 生活福祉資金貸付事業

事業内容	<p>低所得者・障がい者及び高齢者世帯を対象として、資金の貸付とそれに伴う必要な相談支援を行い、経済的自立を助長促進し、その世帯が安定した生活を営んでいくための資金貸付制度です。</p> <p>実施主体：県社協 窓口業務：町社協</p>				
関係機関	町社協、県社協、民生委員児童委員、貸付調査委員会、福祉事務所、三戸地域自立相談窓口				
課題	<p>新型コロナウイルス感染症に起因する特例貸付が令和2年から4年までで増加し、令和5年1月から償還が開始している借入者もあり償還事務も増えている。また、通常の貸付を受けている借入者についても、滞納が長期化しているケースがあり償還促進を勧めていく必要がある。</p>				
方向性	<p>広報やホームページで資金貸付制度の周知を図り、新規借入相談の際は、貸付要件等に該当するか県社協と調整を図り対応していきます。</p> <p>滞納借受人に対しては、督促状送付だけでなく、訪問等による償還指導を実施し、償還率の向上に努めていきます。</p> <p>特例貸付の償還管理については、生活福祉資金相談員を配置する事で償還期間に対応した手続きを県社協と調整しながら進めます。</p>				
年次別 5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				県社協委託金 (一部自主財源)

(4) フードバンク機能等支援事業

事業内容	<p>生活困窮により様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に無償で支援します。</p>				
関係機関	町社協、町民、県社協、町内企業				
課題	<p>町民に事業を広く周知していくためにフードドライブを実施し、相談者等が利用しやすい環境づくりが必要である。</p>				
方向性	<p>町民からの寄付、あおもりフードバンク、コープフードバンクを活用し、いつでも対応できるよう準備態勢を整えます。</p>				
年次別 5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

(5) ひとり親世帯等サポート事業

事業内容	経済的な面での影響を受けやすいひとり親世帯の皆様へ、少しでも生活の応援・サポートをできるよう食支援や親子で参加できるイベント等を実施していきます。				
関係機関	町社協、町、町内企業				
課題	平日仕事をしている方が多いため、主に土日開催とする必要がある。事業終了の情報が行き届かず、終了後に来館する方もいる。				
方向性	SNS を活用し情報が目にとまるよう発信していきます。 担当課と情報交換等しながら、一つでも多くの世帯のサポートをできるよう食支援や長期休み(夏・冬)を利用し子どもも楽しめるイベントを企画します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

(6) 地域福祉センター(いきいき館)管理運営業務

事業内容	地域福祉センター(いきいき館)は、福祉拠点として来館者が安全に利用できるよう、設備建物等に係る不備の早期発見に努めながら、必要な補修・修繕等の管理業務を行います。				
関係機関	町社協、町				
課題	建設時から 27 年経過し、設備建物等の老朽化が進行しているため、設備建物等に係る修繕・補修箇所が増えている。				
方向性	地域福祉センター(いきいき館)は、町社協の事務所及び介護サービスの拠点であり、町民の福祉・保健活動の拠点施設であるため、設置者の町と連携・協議し、来館者が安全に利用できるよう管理運営に努めます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				町委託金

(7) 福祉プラザ(のびのび館)管理運營業務

事業内容	福祉プラザ(のびのび館)は、高齢者及び障がい者等の介護予防及び福祉の増進を図る施設であり、入浴利用者及び来館者が安全快適に過ごせるよう一般清掃及び必要な補修・修繕等の管理運営を行います。				
関係機関	町社協、町				
課題	建設時から 22 年経過により、水回り設備等の老朽劣化での修繕が増えている。また、来館者(入浴中)の体調不良等が時々見られる。				
方向性	来館者が安全快適に過ごせるよう一般清掃や必要な補修等を行い、また来館者の体調不良時には素早い対応ができるよう管理運営に努めます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				町委託金 (一部自主財源)

(8) 老人福祉センター管理運營業務

事業内容	老人福祉センターは、高齢者の心身の健康保持と余暇の利用を図り生きがいのある生活が営まれることを目的とする施設であり、福祉・保健関係事業の来館者や入浴者等が安全快適に過ごせるよう管理運営を行います。				
関係機関	町社協、町				
課題	建設時から 44 年経過(S56.3.10 完成)による老朽化に伴い、設備等の修繕を要するケースが増え、入浴を中止する事も出て来ている。				
方向性	利用者が安全快適に過ごせるよう必要な補修・修繕等の管理に努めながら、週 2 回の入浴日(月・木)には利用者への声かけをし、入浴者の異変に素早い対応ができるよう管理体制に努めます。 工事修繕や入浴中止などによる事前連絡や利用者の急な体調変化などの際、緊急連絡が迅速にできるよう名簿等の整備を継続します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				町委託金

Ⅲ-1 基本計画 社協基盤の充実・強化

実施計画 ①社協組織の強化

(1) 役員研修会の実施

事業内容	地域福祉に関する課題や社協の役割などについて、理解と認識を深めるため、県社協や郡社協などの各種研修会に参加します。				
関係機関	町社協、県社協、郡社協				
課題	社協活動の事業展開にあたっては、役職員等の共通理解と、地域課題解決に向けた取り組みが必要である。				
方向性	県社協や郡社協などが開催する各種研修会に参加し、地域福祉に関する課題や社協の役割などについて、理解と認識を深め組織体制の強化を図ります。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源 各種助成金

(2) 理事会・評議員会の充実

事業内容	執行機関である理事会の責任ある体制づくりと、議決機関の評議員会は役員等へのけん制機能を持つ機関であるため、理事会、評議員会を定期的で開催します。				
関係機関	町社協				
課題	重要な社協組織機関を構成する役員、評議員それぞれの改選期において、担い手不足による定数候補者の確保が課題である。				
方向性	役員・評議員相互の機能強化を図りながら、理事会、評議員会の定例開催に努めます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

(3) 委員会の設置

事業内容	法人運営等に必要な各種委員会（福祉サービス苦情解決第三者委員会、生活福祉資金貸付調査委員会、たすけあい資金貸付委員会、評議員選任・解任委員会、おいらせ町地域福祉活動計画策定委員会など）の設置。				
関係機関	町社協、県社協、町				
課題	様々な関係機関との連携や調整、委員の推薦依頼を行っているため、担い手不足による委員の欠員等が生じる場合がある。				
方向性	法人運営や地域福祉事業推進に必要な各種委員会（福祉サービス苦情解決第三者委員会、生活福祉資金貸付調査委員会、たすけあい資金貸付委員会、評議員選任・解任委員会、おいらせ町地域福祉活動計画策定委員会など）となるため設置は必須であり、委員会の重要性や活動内容を理解してもらうための工夫を行います。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

(4) その他必要な活動

事業内容	関係機関との情報交換や連携、近隣市町村社協との情報交換や連携、福祉避難所確保に関する協定、災害時応援協定、福祉協力員の委嘱、被災者等援護活動、要支援者世帯の調査活動など。				
関係機関	町社協、県社協、町、町内会、民生委員児童委員、近隣市町村社協				
課題	事業に係る必要な財源の確保、人員不足、町社協のPRが不十分。				
方向性	町社協のPRを様々な媒体等を活用し効果的に行い、町社協への理解促進と関係機関との必要に応じた情報交換や連携協力、調査活動を積極的に行います。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

実施計画 ②職員の資質向上

(1) 職員の資質向上

事業内容	社会福祉・介護の専門職として必要な知識習得のため、勉強会(内部研修)や外部研修へ参加させ、職員の資質向上と勤労意欲の高揚を図ります。				
関係機関	町社協				
課題	外部研修等に参加した職員は、内部での研修報告を行い研修内容等が職員間で共有できるようにする。				
方向性	社協職員として求められる専門性に関する資格取得を支援するとともに、内部研修、外部研修への参加を促し、社会福祉・介護の専門職としての知識習得に努め、職員の資質向上を図ります。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

実施計画 ③財政基盤の強化

(1) 会員会費制度の理解と加入促進

事業内容	社協会費は、地域福祉活動の推進を展開するために必要不可欠な自主財源であることを周知し、各世帯や企業等から理解と賛同が得られるよう加入促進を図ります。				
関係機関	町社協、福祉協力員、町内会、企業、福祉団体等				
課題	一般会費の徴収については、町内会長を福祉協力員に委嘱して戸別徴収の依頼をする事を基本としているが、町内会により依頼方法や徴収、納入方法についても多様化して来ている。				
方向性	社協会費は、地域福祉活動の推進を展開するために必要な自主財源であるため、広報等を通じて社協活動 PR を行い、社協会員の加入促進に努めていくとともに徴収の方法などについても柔軟に対応します。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				自主財源

(2) 公費助成の確保

事業内容	社協が地域福祉活動の推進を展開するための中心的な機能を果たすために、行政等からの補助金・委託金の公費助成を得るため、継続的な支援、要望、提案を図ります。				
関係機関	町社協、町				
課題	社協が地域福祉活動の推進を図り、より良い活動をするためには、補助金・委託金の公費助成等を確保できないと社協運営が成り立たない状況にある。				
方向性	社協がこれまでのように地域福祉活動の推進を図るため、町と連携した地域福祉推進のための補助金・委託金の継続的な支援、要望、提案を働きかけます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	→				町委託金 町補助金

(3) 共同募金運動への協力

事業内容	共同募金運動の趣旨を理解していただき、募金活動への協力をお願いするとともに、募金実績により県共同募金会から配分となる助成金は、社協が地域福祉活動の推進を展開するために貴重な活動財源となっています。				
関係機関	町社協、町共同募金委員会、県共同募金会				
課題	共同募金は、地域福祉活動の推進をしていくうえで、貴重な活動財源であるが、募金額が減少傾向にあり、これに伴って社協への助成金額も減少している。				
方向性	共同募金運動の趣旨を理解していただき、募金活動への協力をお願いするとともに、募金実績により助成される共同募金助成金の拡大に努め、地域福祉の向上に努めます。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続	→				共募助成金

(4) 各種助成制度等の活用

事業内容	車両等の購入整備にあたっては、自主財源の負担軽減を図るため、これまでのように24時間テレビや日本財団、共同募金、公益財団法人等の助成制度等を活用します。				
関係機関	町社協、助成関係機関				
課題	各種助成制度は、申請後の審査により助成を受ける団体等が決定されるため、助成が受けられるかどうかは不確定となる。				
方向性	事業用車両等や資機材、様々な設備投資等にあたっては、助成制度を有効活用し自主財源の負担軽減を図り、安定した事業運営に努めます。				
年次別5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				各種助成制度

(5) 福祉基金の活用

事業内容	福祉基金の適正な運用を図り、地域福祉活動の推進を図るための事業を企画、実施、継続等するために活用します。				
関係機関	町社協				
課題	町民や企業、法人等からの寄付金を積み立ててきた基金利息では、積立利息も少なく、地域福祉活動の推進を図るための事業を行うに至っていない。				
方向性	地域福祉活動推進事業、ボランティア活動育成事業、福祉教育推進事業の他、新たな地域課題解決のための事業等へ積極的に活用し、また、寄付金がある時には、必要に応じて積み立てを行います。				
年次別5年計画					
1年次 R6年度 (2024)	2年次 R7年度 (2025)	3年次 R8年度 (2026)	4年次 R9年度 (2027)	5年次 R10年度 (2028)	予定財源
継続	—————→				福祉基金 寄付金

(6) 財務管理の適正化促進

事業内容	関係機関等による法人体制や運営管理、監査等への適切な対応と内部けん制体制の構築、内部監査の実施や職員意識改革のための研修会を実施。また、各種福祉団体事務の会計事務管理を行います。				
関係機関	町社協、県、町、税理士法人等				
課題	定期的な経理指導や点検、外部講師等への研修時には経費がかかり、財源の確保に苦慮している。				
方向性	管理体制の確立による内部けん制体制の強化や公認会計士の定期的な指導点検、職員相互による内部監査実施、町財政支援団体監査等への対応、職場内研修の実施等を行います。				
年次別 5 年計画					
1 年次 R6 年度 (2024)	2 年次 R7 年度 (2025)	3 年次 R8 年度 (2026)	4 年次 R9 年度 (2027)	5 年次 R10 年度 (2028)	予定財源
継続 —————→					自主財源

資 料

1. おいらせ町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
2. おいらせ町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
3. おいらせ町地域福祉活動計画作業委員会委員名簿
4. おいらせ町地域福祉活動計画策定経過

おいらせ町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）における地域福祉推進の総合的な活動指針となる『地域福祉活動計画』を策定するために、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) おいらせ町地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるもの。

(組織)

第3条 委員は10名以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる各号から会長が委嘱する。

- (1) 地域住民代表
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 行政関係者
- (4) 福祉関係団体
- (5) 社会福祉施設
- (6) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から活動計画の策定完了までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 委員長は必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

(作業委員会)

第7条 計画策定を円滑にするため、作業委員会を置くことができる。

2 作業委員会は、町社協職員、おいらせ町職員のうちから会長が任命する。

3 作業委員会の任期は、策定委員会の任期と同様とする。

4 作業委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町社協事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は会長が委員長と協議して定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

第2次おいらせ町地域福祉活動計画策定委員会

委員名簿

No.	役職名	氏名	選出区分	所属・職名
1		玉川 吉一	地区住民代表	町連合町内会 会長
2		笹川 徳松	民生委員児童委員協議会	町民生委員児童委員協議会 会長
3		小澤 信子		町民生委員児童委員
4		澤頭 則光	行政関係者	町介護福祉課 課長
5	委員長	佐々木 公明	福祉関係団体	町老人クラブ連合会 会長
6		蝦名 武尚		町身体障害者福祉会 会長
7		大村 ミツ		町母子寡婦福祉会 会長
8	副委員長	佐々木 竹男	社会福祉施設	社会福祉法人一川目福祉会 理事長
9		藤ヶ森 利昭	学識経験者	町社会福祉協議会 理事

第2次おいらせ町地域福祉活動計画作業委員会

委員名簿

No.	役職名	氏名	所属・職名
1	副委員長	工藤 要	町介護福祉課 課長補佐
2		成田 石栄	町地域包括支援センター 主任主査
3	アドバイザー	下田 和樹	町社会福祉協議会 事務局長
4	事務局	舘 幸仁	町社会福祉協議会 事務局次長
5		澤頭 暢子	町社会福祉協議会 主幹
6	委員長	真石 充	町社会福祉協議会 主任主査
7		中野 一平	町社会福祉協議会 主査
8		五日市 奈菜	町社会福祉協議会 主事
9		柏崎 孝子	町社会福祉協議会 臨時職員

第2次おいらせ町地域福祉活動計画策定経過

令和5年3月16日	・町社協理事会において、第2次おいらせ町地域福祉活動計画の策定に取り組むことを確認
令和5年3月24日	・町社協臨時評議員会において、第2次おいらせ町地域福祉活動計画の策定に取り組むことを確認
令和5年6月1日	・福祉団体、関係機関等へ策定委員会委員・作業委員会委員推薦依頼
令和5年7月12日	第1回策定委員会 ・策定委員会委員へ委嘱状交付 ・委員長、副委員長選任
令和5年7月26日	第1回作業委員会 ・作業委員会委員へ委嘱状交付 ・委員長、副委員長選任 ・地域福祉活動計画素案づくりの進め方について
令和5年8月～	第2次おいらせ町地域福祉活動計画素案づくり
令和5年9月13日	第2回作業委員会 ・地域福祉活動計画素案の検討について
令和5年12月7日	第3回作業委員会 ・地域福祉活動計画素案の検討について (修正箇所の確認他)
令和5年12月8日	第2回策定委員会 ・地域福祉活動計画素案の検討について
令和5年12月13日 ～令和5年12月27日	第3回策定委員会(書類送付により開催) ・地域福祉活動計画の最終案について
令和6年1月17日	第4回作業委員会 ・地域福祉活動計画の最終案について
令和6年1月18日 ～令和6年2月29日	「第2次おいらせ町地域福祉活動計画書」冊子作成作業期間
令和6年3月14日	・町社協理事会へ「第2次おいらせ町地域福祉活動計画書」作成完了報告
令和6年3月22日	・町社協臨時評議員会へ「第2次おいらせ町地域福祉活動計画書」作成完了報告



社会福祉協議会のシンボルマーク

社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手をとって、明るいまあわせな社会を建設する姿」を表現しています。

おいらせ町地域福祉活動計画

発行日 令和6年2月
発行 社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会
〒039-2222
青森県上北郡おいらせ町下前田 158-1
おいらせ町地域福祉センターいきいき館内
TEL 0178-52-7066
FAX 0178-50-1602